

# 遺族共済年金決定のご案内

年金証書は年金の支給を受ける権利を証明するものですので、大切に保管してください。

国家公務員共済組合  
年金証書

年金証書記号番号 47 974

受給権者の氏名 **共済 花子** 受給権者の生年月日 昭和 2年 4月 1日

年金の種類 **遺族共済年金** 受給権発生年月 平成 年 月

国家公務員共済組合法により、上記の年金を決定したことを証します。

平成 31年 3月 25日 日本鉄道共済組合 代表者

〒231-8315  
神奈川県横浜市中区本町 6-50-1  
共済 花子 殿 日本鉄道共済組合 事務局 長

年金決定通知書  
あなたから請求のあった年金について、下記のとおり決定したので通知します。

年金額及び支給年額		年金額(円)		停止額(円)	差引支給年額(円)	事由
支給開始年月	基本年金額(1)	加算額等(2)	年金額(1+2)			
平成 31年 2月	96,875	0	96,875	0	96,875	支給開始

年金額算定基礎期間		全期間		全期間平均標準報酬月額
旧年度期間	新年度期間	新年度期間	全期間	
3年 5月 41日	29年 9月 357日	33年 2月 398日		343,900円

年金支払通知書

支払日	支払額	源泉徴収税額	差引支払額
平成 31年 4月 15日	16,145	0	16,145

振込先金融機関名  
店番号

受給権者の氏名、生年月日、住所を確認してください。誤り等がありましたら、速やかに日本鉄道共済組合へご連絡ください。

「差引支給年額」欄に表示されている額が、年金額（1年間に支給される額）です。

0円となっている方で、後日、日本年金機構から提供される情報により年金額を再計算し、年金をお支払いできる方には、改めてお送りいたします。

年金は、各偶数月の15日（注1）に、その前月と前々月分の2ヶ月分（注2）を、指定された金融機関の口座に振り込むことにより支払います。

（注1）15日が土日祝日の場合は、その前日に振り込みます。

（注2）「差引支給年額」欄に表示されている額の12分の2の額です。なお、最初の支払期には、元組合員が死亡した月の翌月から支払期月の前月分までの額をお支払いいたしますので、2ヶ月分とはならない場合があります。

（注3）「差引支給年額」が0円の場合、「年金支払通知書」は表示されません。

## ※ 遺族共済年金の額が少ないのでは？

日本鉄道共済組合が支給する遺族共済年金は、元国鉄職員であった方の昭和31年6月以前の加入期間分の年金です。昭和31年7月以降の加入期間分の年金は日本年金機構が遺族厚生年金として支給します。